

平成 22 年度 e-地域資源活用助成事業 実施要綱

平成 21 年 12 月 21 日
財団法人 地域総合整備財団

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、情報通信技術（ICT）を活用した共通プラットフォーム（以下「共通プラットフォーム」という。）を整備し、複数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が連携して地域が保有する地域資源について同一のテーマに基づく情報を提供することにより、もって地域の振興を図る e-地域資源活用助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

(助成対象事業)

第 2 条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- イ 複数の市町村等で構成する組織が取り組む事業であること。
- ロ 共通プラットフォームを活用して同一のテーマに基づいた情報を提供するものであること。
- ハ 当該事業が国からの補助を受けていないこと。

(助成対象経費)

第 3 条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 助成対象事業において情報提供および連携実現のために必須となる情報通信環境整備等に要する経費
 - イ コンテンツ整備に要する経費(コンテンツ制作費等)
 - ロ ICT 環境整備等に要する経費(情報通信設備の整備費等)
 - ハ 情報提供設備費(IC タグプレート費等)
- (2) 連携組織化のための運営及び管理等に要する経費
- (3) その他財団が必要と認めた経費

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、助成対象経費の 3 分の 2 以下で、1 事業当たり 800 万円を限度とする。

(助成対象事業の実施期間)

第 5 条 助成対象事業は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 2 月 21 日までの間に実施するものとする。なお、助成金の交付決定以前に着手している事業であっても、財団が認めた場合には助成対象事業に含めることができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の申請は、第2条イで規定する組織の代表者である市町村が行うものとする。
助成金を申請する市町村等（以下「申請市町村」という。）は、次の各号に掲げる書類により、都道府県を通じて財団に申請する。

- (1) 助成金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業概要書（別記様式第2号）
- (3) その他事業の内容を説明する補足資料（事業実施組織の体制図を含む。）（様式自由）

2 助成金交付申請書等の提出期限は、平成22年2月19日とする。

3 財団は、必要に応じて追加募集を実施する場合がある。

(助成金の交付決定)

第7条 財団は、有識者等で構成する選考委員会の意見を踏まえ、助成金を交付する市町村及び助成金の交付額を決定し、都道府県を通じて申請市町村に通知する。

2 申請市町村は、申請した事業の内容等について、財団からの求めに応じて適宜説明を行うものとする。

(助成事業中間報告)

第8条 財団は、事業実施期間中、助成対象事業の進捗状況について、前条第1項の通知を受けた市町村（以下「交付市町村」という。）に対して、中間報告を求めることができる。

2 交付市町村は、前項の求めがあった場合には、それに応じなければならない。

(助成対象事業実績報告等)

第9条 助成対象事業が完了した場合には、交付市町村は、都道府県を通じて次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 助成金請求書（別記様式第4号）
- (2) 実績報告書（別記様式第5号）
- (3) 事業の成果を説明する補足資料（様式自由）

2 前項の書類の財団への提出期限は、平成23年2月23日とする。

(助成金の支払い)

第10条 財団は、前条第1項第2号の実績報告書のほか、必要に応じて現地調査を実施し、助成金の額を確定した上で、平成23年3月末日までに助成金を交付するものとする。

2 財団は、助成金の概算払いは行わないものとする。

(助成対象事業の変更等)

第11条 交付市町村は、助成金の交付決定を受けた後に、助成対象事業の内容の変更、遅延、中止等が生じた場合には、速やかに財団と協議し、助成事業変更申請書（別記様式第6号）を財団に提出するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第12条 財団は、交付市町村が助成対象事業を中止した場合、助成対象事業以外の用途に助成金を使用したことが明らかとなった場合又は事業関係者が法令違反等を犯すなど助成することがふさわしくないと判断した場合には、助成金の交付決定を取り消すものとする。

(助成金の返還)

第13条 前条において、交付市町村は既に交付を受けた助成金があるときは、これを返還しなければならない。

(交付市町村及びその他関係者の責務)

第14条 交付市町村及びその他事業関係者は、助成対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、助成事業完了後5年間保存するものとする。

2 交付市町村及びその他事業関係者は、助成事業完了後も、財団による当該助成対象事業に関係する調査に協力しなければならない。

(助成事業についての留意事項)

第15条 交付市町村は、次の各号について留意されたい。

- (1) 当該助成事業で整備する共通プラットフォームを財団が利用すること。
- (2) 助成金の交付決定後、財団は、事業名、協議会名、交付市町村名、事業内容、助成金の交付決定額を公表するものであること。また、事業で得られた成果については、広く一般に公開されるものであること。
- (3) 助成金が交付されるのは、平成22年度限りであり、次年度以降の運用等の事業継続については、各市町村等の負担において実施すること。

ただし、平成22年度及び23年度の共通プラットフォームの管理運用費用については、財団が整備する共通プラットフォームの整備費用に含まれるものであること。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は別途定める。